

氏名	葛西周	カ サイ アマネ
学位の種類	博士（音楽学）	
学位記番号	博音第184号	
学位授与年月日	平成22年3月25日	
学位論文等題目	〈論文〉近代日本の祝祭空間における「音楽」表象	
論文等審査委員		
（総合主査）	東京芸術大学 教授（音楽学部）	塚原康子
（副査）	〃 准教授（ 〃 ）	植村幸生
（ 〃 ）	〃 教授（ 〃 ）	枝川明敬
（ 〃 ）	〃 准教授（ 〃 ）	毛利嘉孝
（ 〃 ）	愛知県立芸術大学 教授	井上さつき

（論文内容の要旨）

本研究は、明治以降昭和初期に至るまでの日本を対象とし、祝祭という視点から音楽の近代化の諸相を明らかにしようと試みるものである。

第一章では、日本の近代化の要となった天皇制に着目し、制度に即して設けられた祝祭日や行事・儀礼をめぐる音楽を例として、近代天皇制をめぐる祝祭と音楽の関係性を明らかにした。とくに行幸啓に付随した楽部および軍楽隊の演奏および祝日大祭日唱歌を取り上げた。天皇の祝祭をめぐる音空間には、雅楽や軍楽といった天皇の臨御に伴う音楽と、唱歌や奉祝歌という天皇を奉祝する音楽との、異なる二方向の音楽の発信がみとめられる。そこで、従来に行幸研究等で用いられてきた「見る－見られる」という天皇のまなざしの構図を踏まえ、「聴く－聴かれる」という構図を新たに立てた。すなわち、天皇が「聴く」国民の奉祝音楽と、国民に「聴かれる」臨御に伴う音楽という、それぞれの音楽の属性や機能の相違を明るみにし、その双方向性こそが、音楽をつうじた天皇のイメージ形成に不可欠であったと結論づけた。

第二章では、楽器をはじめとした音楽関連の出品物を対象とし、明治期の国内外の博覧会においてそれらがいかに視覚的に受容されたかを明らかにした。博覧会での審査のなかで、それらの出品物は視覚的要素のみで優劣がつけられたこともあったという点を指摘し、「音楽」の評価にも近代の視覚文化重視の風潮が影響を及ぼしたと述べた。展示品を「見る」空間には、絵画のような視覚芸術作品は容易に適応可能であったが、音楽関連の出品物がそのような市民権を得られなかったのは言うまでもない。しかし博覧会は、サーカスやイルミネーションなどの見どころが豊富に用意された娯楽空間として、あるいは観客に最新技術を駆使した発明品を見せて知識や価値観を養う啓蒙空間として、新たな機能を持ちはじめた。そのような変化を背景に、実演や解説つきの楽器が展示され、余興として奏楽が採り入れられたことで、音楽関連の出品物は美術品などとは異なる独自の「見せ方」を獲得した。それにより、展示という理念に潜在していた視覚優位主義に還元されないような、音楽に特化した「音楽展示」と呼べる形態が次第に確立していったのである。

第三章では、博覧会における音楽を、日本の植民地主義という視点から考察した。博覧会という場に既存の文脈を超えて集められたことによって、それぞれの人々や事物は他者と遭遇し、自らとの比較・対照をすることを余儀なくされた。さらには、世間の目にさらされることで、自らの芸能の認識や評価

が促され、博覧会での「見せ方」が自らの芸能に相応しいかが議論されることとなった。

一方、植民地下の台湾においては、伝統的な民族舞踊はエキゾチックな娯楽として支配層によって消費された。しかし現地の人々が披露した演目の中には、明らかにイデオロギー的なニュアンスを含むものも見られた。ここには、舞踊をつうじて教化の成果の披露やその内容の周知が試みられていたことがうかがえよう。したがって、博覧会の植民地舞踊においては、「珍奇なもの」を享受する「異化」のまなざしと、教化の成果を読みとる「同化」のまなざしが交錯していたことを指摘した。また、植民地においては弊習の改正などをテーマにした、統治に有用な「物語」を音楽や演劇の演目に組み入れていた。これは、唱歌などに近代天皇制を象徴する記紀神話が織り込まれたのと同じ手法であった。

第四章では、昭和十五年の紀元二千六百年祝祭を取り上げ、軍国主義の加速したこの時期に、天皇の時間軸に則っておこなわれた大規模な祝祭という場で、音楽がいかに取り込まれたかに着目した。十五年戦争下になると、教化に有用な「物語」に基づいた国民歌謡の創作・公募が行われた。応募者たちは、既製の作品を受容するばかりでなく、自ら時局に合った「物語」を作り、あるいは既存の「物語」を利用することで、それらの歌の量産体制に加わった。教化をされる側ともいえる国民が、教化の手法の定着に自ら関与することが可能になったのである。唱歌や遊戯、体操によるイデオロギーの身体化も、行事における唱歌の斉唱や行進が定着したことが背景としてあったといえよう。

また、祝祭に採用された音楽は、諸音楽のジャンルごとに取捨選択されたのではなく、それぞれのジャンルに対して時局にあった作品の創作・上演が奨励された。音楽作品は、適切な「物語」を運ぶメディアとなったのである。そのような積極的統制に対応した各ジャンルの作品には、内容に「正しさ」が認められ、強調された。このように、演奏者として、作者として、そして聴衆として、国民がジャンルを超え広範にわたり参加を促されたことこそ、音楽の総動員といえるのではないだろうか。

#### (総合審査結果の要旨)

本論文は、近代日本の祝祭空間における「音楽」の表象を、明治期から昭和戦前期までに開催された博覧会・奉祝行事から四つの事例を選んで分析・考察し、その特質に迫ろうとした研究である。

第一章では、祝祭への行幸時、天皇に付随して発信された音楽と天皇を奉祝するために奏された音楽の双方向性が、天皇イメージの形成に不可欠であったことを論じた。第二章は、明治期の国内外の博覧会で「音楽」のアイデンティティが新たな文脈や価値・分類体系とともに模索され、音楽展示が確立していく過程を示した。第三章は、明治末期の内国勸業博覧会と昭和初期の台湾博覧会での芸能表示が日本の植民地主義にかかわる同化・異化の交錯する場であったことを描き出した。第四章は、紀元二千六百年祭にあらゆる音楽ジャンルが関与し、戦前の日本の音楽文化の到達点が示されたことを論じた。

このように、本論文が、四つの事例から近代日本の「音楽」表象にかかわる異なる論点を抽出し、関連分野の近年の研究成果もふまえて、全体として申請者が序章で提起した「ジャンル史を越えた日本音楽史」という新しいアプローチに答える明晰な議論を打ち出した力量は高く評価できる。改善されるべき課題として指摘されたのは、①近代日本の音楽研究において「祝祭空間」に着目することの有効性とその定義の議論にっそうの洗練が必要であること、②時期・内容ともに多岐にわたる各事例の位置づけと章によって精粗のある個別資料の読みの精度をさらに高め、実証的な論理展開を徹底すべきこと、であろう。

しかし、本研究が、①近代日本を特徴づける「祝祭空間」を音楽史ないし聴覚文化史の対象として初めて本格的に取り上げ、限られた期間内に多くの一次資料にあたって分析を加え、その着眼点の有効性を示したこと、②近代国家としての日本における「音楽」というカテゴリーの形成過程を、国家と国民・被植民地住民との間の双方向の働きかけや、音楽に固有の聴覚のみによらない視覚や身体を介した営みとしても描き出したことは、研究に対するたゆみない意欲・精進とともに、研究者としての出発点とな

る学位論文にふさわしい成果を示したものと認め、合格と判断した。